

公益法人関係

新公益法人会計基準のポイント

1 はじめに

民間公益の活性化を図る目的で、令和7年4月1日を施行日として公益法人制度の見直しが予定されている。

これに伴い、公益法人会計基準の見直しも予定されていることから、本稿では新しい公益法人会計基準（以下、「新会計基準」という）の内容を概説する。

2 改正の趣旨

新会計基準のポイントを挙げると次のようなものとなる。

- ① 公益法人に期待される財務情報の開示の考え方を明確にするため、「財務報告の目的」を明確化する。
- ② 「正味財産増減計算書」を「活動計算書」に改めるとともに、わかりやすい財務情報の開示とするため、公益法人特有の会計処理を見直す。
- ③ 財務規律の柔軟化・明確化に伴う法人の説明責任として、注記及び附属明細で一体的な情報開示を行い、財務諸表を充実させる。
- ④ 公益法人の活動や社会変化への対応として、金融商品や固定資産に関する会計処理などを明確にする。
- ⑤ 寄付によって受け入れた資産に関する情報開示を追加する。

3 主な改正点

新会計基準では、基本的に

「本表は簡素でわかりやすく、詳細情報は注記等で」という考え方を採用している。

① 貸借対照表の表示

従来の貸借対照表では、基本財産、特定資産は、固定資産の部において計上することとされていた。新会計基準では、資産の形態に基づき流動資産または固定資産に区分表示される。

例えば使途に制限がある普通預金などは従来は固定資産の部に計上されていたが、見直し後は流動資産に計上され、その内容は注記で表示することとなる。

② 損益計算書の見直し

いわゆる損益計算書は、従来は「正味財産増減計算書」と称され、一般正味財産と指定正味財産が区分されていた。新会計基準では、「活動計算書」へ改称され、従来の区分内容は注記により開示することとされた。

また費用科目の表示について、従来は給料手当、福利厚生費等の形態別に分類表示されていたが、見直し後は「公1事業費」「公2事業費」「収益事業費」等の活動別に分類され、従来の情報は注記により開示することとされた。

③ 会計処理について

新会計基準に詳細な会計処理に関する規定がない場合、公益法人の財務報告の目的を勘案の

上で、他の一般に公正妥当と認められる会計基準を参照することとされている。一方で、固定資産の減損会計などは、公益法人の特殊性を考慮し、企業会計の基準とは異なる内容となっており、留意が必要である。

④ 小規模法人の負担軽減

会計監査人設置法人以外の法人は、一部の項目について適用または作成しないことや簡便的な方法の適用が認められている。

⑤ 経過措置等

今回の改正で、作成することが必要になる貸借対照表の区分経理情報は、注記で開示する方針になったことに伴い、正規の簿記の原則の例外として、継続記録法によらず、棚卸法的に作成することが容認されている。

また、新会計基準は令和7年4月1日以降に開始する事業年度から適用されるが、令和10年4月1日前に開始する事業年度までは、従来の会計基準を引き続き適用することができる。

4 おわりに

今回の改正により、財務諸表の表示が簡素化されることとなるが、その分注記内容の充実が求められている。従来と同程度以上の管理体制が必要であることは変わらないといえる。

右山研究グループ
税理士 板橋 敏夫